

令和3年11月25日
東北管区行政評価局

行政評価局調査（地域計画調査）の実施

総務省東北管区行政評価局では、地域の住民生活に密着した行政上の課題等を取り上げ、行政運営の改善を図るため、令和3年11月から以下のテーマについて、調査（地域計画調査）を実施します。

○ 在宅の避難行動要支援者の避難支援に関する調査

近年多発する水害などにおける要支援者の円滑・迅速な避難の確保を推進する観点から、市町村における避難支援の取組状況等を調査

【本件連絡先】

<在宅の避難行動要支援者の避難支援に関する調査>

東北管区行政評価局 評価監視部 第1評価監視官室（熊谷、中田）
電話：022-262-8458（直通）

<行政評価局調査全般について>

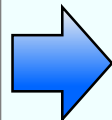
東北管区行政評価局 総務行政相談部 総務課（佐野）
電話：022-262-7831（直通）

◎ 本公表資料は、東北管区行政評価局のホームページに掲載しています。
<https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku.html>

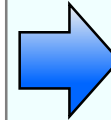
在宅の避難行動要支援者の避難支援に関する調査

調査の背景

- 平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上が約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍
- その後の災害でも、在宅の高齢者など、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）^(注1)の被害が多数



- 平成25年災害対策基本法改正
 - ・ 避難支援、安否確認等の基礎とする要支援者名簿の作成を市町村に義務付け
 - ・ 災害発生に備え、消防機関や民生委員等に要支援者名簿を提供 など
- 令和3年災害対策基本法改正
 - ・ 要支援者ごとに、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成 など



- 近年多発する水害などにおける要支援者の円滑・迅速な避難の確保を推進する観点から、市町村における避難支援の取組状況等を調査

(注1) 高齢者、障害者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、円滑・迅速な避難のために特に支援を要する者

主な調査項目

1 要支援者名簿の作成等

要支援者名簿の作成状況、更新状況等

2 避難支援等関係者^(注2)への名簿情報の提供

(注2) 消防、警察、民生委員など避難支援等に携わる者

3 個別避難計画の作成状況等

4 住民意識調査 <東北大学災害科学国際研究所・佐藤翔輔准教授との共同調査>

河川の近くにお住まいの方が、(i) 居住している地域の災害リスク、(ii) 避難する場合の避難先やタイミング、(iii) 避難の手段、(iv) 要支援者に対する支援などについて、どのような意識を持っているか調査を実施

主な調査対象

- 1 県
- 2 市町村
- 3 関係団体等

調査期間

令和3年11月～

4年3月（予定）